

ご契約のしおり

ご契約に関する大切な事柄を
わかりやすくご説明しています。

ろうきん 子育てサポート共済

個人長期生命共済



たすけあいの輪をむすぶ

万一、落丁、乱丁があった場合はお取り替えます。最寄りのこくみん共済 coop までご連絡ください。

たすけあいから
生まれた
保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

はじめに

このたびは、こくみん共済 coop(正式名称「全国労働者共済生活協同組合連合会」。以下「当会」といいます。)のろうきん子育てサポート共済にご加入いただきまして、ありがとうございます。

ろうきん子育てサポート共済のご契約内容につきましては、個人長期生命共済事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」)ならびにこれらにかかる条項を除きます。)および個人長期生命共済事業細則(以下「規約および細則」といいます。)となります。

この「ご契約のしおり」は、「ろうきん子育てサポート共済(個人長期生命共済)」のご契約内容に関する大切な事柄を、わかりやすくご説明したものです。ご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管してください。

なお、規約および細則につきましては、当会のホームページよりご覧ください。
<https://www.zenrosai.coop/rokin/tebiki.html>

【ご加入の共済契約の種類に対応する規約・細則】

共済契約の種類	対応する規約および細則	規約上の名称
ろうきん子育てサポート共済	個人長期生命共済	定期生命プラン(2019)

内容についてご不明な点がございましたら、当会までお尋ねください。
(所在地、電話番号は巻末にございます。)

この「ご契約のしおり」は2025年4月1日から契約発効となるご契約を対象としています。

ご契約にあたってご注意いただきたいこと

●共済代理店について

労働金庫は、「こくみん共済 coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)」の共済代理店として、都道府県生協等の組合員の方の共済契約(契約)締結の媒介を行います。契約を引き受け、共済金等の支払いを行うのは「こくみん共済 coop」となります。お客さまのお申し込みに対して「こくみん共済 coop」が承諾したときに契約は成立します。契約を申し込まれる方が、都道府県生協等の組合員でない場合は、労働金庫における共済代理店では、契約をお申し込みいただけません。都道府県生協等の組合員となつていただく手続きについては、共済代理店または「こくみん共済 coop」にお問い合わせください。

●契約について

ろうきん子育てサポート共済は、預金ではありませんので、預金保険の対象ではありません。契約のお申し込みが、労働金庫での取引(預金・融資等)業務に影響を与えることはありません。また、法令等の規定により、組合員の「お勤め先」や「労働金庫への融資お申込状況」等により、労働金庫における共済代理店では、契約をお申し込みいただけない場合がありますので、共済代理店までご相談ください。

個人長期生命共済「ご契約のしおり」

ろうきん子育てサポート共済

個人長期生命共済「ご契約のしおり」ろうきん子育てサポート共済

I 本則

第1章 個人長期生命共済 定期生命プラン（2019）の概要	5
1. 用語の説明	5
2. 共済契約のタイプ	6
3. しくみと特長	6
第2章 保障内容（共済金のお支払い）	7
4. 生命基本契約	7
第3章 共済金等のご請求	8
共済金受取人について	
5. 共済金受取人	8
6. 指定代理請求人	9
共済金等のご請求について	
7. 共済金等の請求、支払時期および支払場所	10
8. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求	11
第4章 ご契約に際して	11
共済契約者および被共済者	
9. 共済契約者の範囲	11
10. 被共済者の範囲	11
共済契約の申込みおよびクーリングオフ	
11. 共済契約の申込みと成立	12
12. クーリングオフ（共済契約の申込みの撤回等）	13
共済期間	
13. 共済期間	13
第5章 ご契約後について	13
共済掛金の払込み	
14. 共済掛金の払込み	13
15. 共済掛金の払込場所	14
共済掛金の払込みの猶予期間および共済契約の失効	
16. 共済掛金の払込猶予期間	14
17. 共済契約の失効	14
18. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い	14
共済契約の取消し、無効、解約、解除および消滅	
19. 詐欺等による共済契約の取消し	14
20. 共済金の不法取得目的による無効	14
21. 共済契約の無効	14
22. 共済契約の解約	15
23. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続	15
24. 重大事由による共済契約の解除	15
25. 告知義務違反による共済契約の解除	16
26. 被共済者による共済契約の解除請求	16
27. 共済契約の消滅	17

28. 基本契約ならびに満期共済金および各特則の無効等における取扱い	17
29. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い	17
30. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し	17
31. 消滅の場合の返戻金の払戻し	17
32. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算	18

共済契約の変更

33. 共済契約による権利義務の承継	18
34. 氏名または住所の変更	18
35. 共済契約関係者の続柄の異動	18
36. 共済金額の減額	18

規約・細則の変更

37. 規約および細則の変更	19
38. 身体障害等級別支払割合表の変更	19

その他ご契約に関する事項について

39. 契約年齢の計算	19
40. 期間の計算	19
41. 生年月日および性別の誤りの取扱い	19
42. 時効	20
43. 事業の休止または廃止	20
44. 戦争その他の非常な出来事の場合	20
45. 生死不明の場合	20
46. 管轄裁判所	20

税金について

47. 共済掛金の保険料控除について	20
48. 共済金等の税法上の取扱い	22

割りもどし金について

49. 契約者割りもどし金	22
---------------	----

II 満期共済金

第1章 満期共済金	23
-----------	----

III 特則

第1章 掛金口座振替特則	24
第2章 インターネット特則	25
第3章 共済契約証書の不交付の合意に関する特則	26

IV 別表

巻末資料	45
------	----

I 本則

第1章 個人長期生命共済 定期生命プラン(2019)の概要

1. 用語の説明

この「ご契約のしおり」で使用する用語の説明は、つぎのとおりとします。

用 語	説 明
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、満期共済金等を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、当会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。また、共済金受取人のうち、被共済者の死亡を原因として支払われる共済金の受取人を「死亡共済金受取人」といいます。
共済契約者	当会と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済事故(支払事由)	共済金が支払われる事由をいいます。
契約者割りもどし金	事業規約にもとづき、毎事業年度の決算により、剰余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
更改	共済契約者が共済期間の途中で共済契約を解約すると同時に、被共済者を同じくする共済契約を新たに申込み、解約日の翌日を発効日とする共済契約を締結することをいいます。
指定代理請求人	共済契約者が共済金等(いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです。)を請求できない特別な事情がある場合に、共済契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。
身体障害・重度障害	「身体障害」とは、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいいます。「重度障害」とは、同表の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態その他当会が認めるものをいいます。なお、「重度障害」および「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号。(以下「施行規則」といいます。))第14条(障害等級等)に準じて行います。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。

用 語	説 明
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいいます。
特則	「I 本則」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
払込方法別応当日	共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいいます。
不慮の事故等	別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故および当会所定の感染症をいいます。
返戻金	共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいいます。

2. 共済契約のタイプ

- (1) 共済契約のタイプは「個人長期生命共済定期生命プラン(2019)」です。
- (2) ご加入いただいたタイプは満期共済金を付帯した共済制度となっているため、被共済者の進学にあわせて就学準備資金として満期共済金を活用いただくことが可能です。また、被共済者が病気等や不慮の事故等により、死亡された場合や障害になられた場合に所定の共済金等をお支払いします。この共済制度には、基本契約および満期共済金があります。
- ① 基本契約(生命基本契約)
病気等や不慮の事故等による、死亡と重度障害の保障です。
 - ② 満期共済金
共済期間満了後に満期共済金をお受取りいただけます。

3. しくみと特長

- (1) 保障内容

	50万円型	100万円型
死亡・重度障がい状態となったとき (1級、2級、3級の一部) ＜死亡共済金＞＜重度障害共済金＞	50万円	100万円
満期金 ＜満期共済金＞ ※	50万円	100万円

※ 共済期間中、被共済者が死亡・重度障がい状態となった場合、満期共済金のために積み立てられた金額は、「累加死亡共済金・累加重度障害共済金」としてお支払いします。

＜ご注意くださいこと＞

- ① このタイプは生命保険会社等が取り扱っている「学資保険」とは異なります。次の点にご注意ください。
ア 契約者死亡時の共済掛金払込免除の取り扱いはありません。
イ 契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ② 生命基本契約に災害特約を付帯することはできません。

(2) コース選択について

満期金を受け取りたい時期に応じて単独または複数のコースを組み合わせる加入できます。各コースの名称は下表のとおりです。コースによって、満了年齢、新規加入年齢、共済期間が異なります。

コース名	満了年齢	新規加入年齢	共済期間
中学準備コース	満11歳	0歳～満6歳	5年～11年
	満12歳	0歳～満7歳	5年～12年
高校準備コース	満14歳	0歳～満9歳	5年～14年
	満15歳	0歳～満10歳	5年～15年
大学準備コース	満17歳	0歳～満12歳	5年～17年
	満18歳	0歳～満14歳	4年～18年

※ 1人の被共済者が同じコースに複数加入することはできません。

※ 満期日をもって共済契約は満了となります。

第2章 保障内容(共済金のお支払い)

4. 生命基本契約

(1) 生命基本契約共済金額

- ① 生命基本契約にかかる共済金額(以下「生命基本契約共済金額」といいます。)(の限度は、被共済者1人につき500万円とします。
※ ただし、このタイプの生命基本契約共済金額は100万円または50万円となります。
- ② このタイプに加入することにより、当該被共済者にかかる生命基本契約共済金額が、別表第3「共済金額を制限する職業」の職業・状態ごとに定められた限度をこえる場合には、このタイプに加入することはできません。
- ③ ①および②の共済金額には、つぎのアからオの共済契約の共済金額を通算します。
ア せいめい共済 (個人長期生命共済事業規約：2000年5月31日以前発効)
イ せいめい共済 (個人長期生命共済事業規約：2000年6月1日以降2006年4月30日以前発効)
ウ 定期生命プラン総合タイプ (個人長期生命共済事業規約：2006年5月1日以降2019年7月31日以前発効)
エ 定期生命プラン(2019) (個人長期生命共済事業規約：2019年8月1日以降発効)
オ 定期生命300 (個人長期生命共済事業規約)

(2) 生命基本契約のお支払い

生命基本契約の共済金等を支払う場合および支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合は、つぎの表のとおりです。

共済金の種類	共済金等を支払う場合(支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)	被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき (1) 死亡共済金 死亡したとき (2) 重度障害共済金 生命基本契約の発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障害となったとき	生命基本契約共済金額 ※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。	つぎのいずれかに該当したとき (1) 死亡共済金 ① 被共済者が生命基本契約の発効日から1年以内に自殺したとき ② 被共済者の犯罪行為により死亡したとき ③ 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ④ 共済契約者が故意に被共済者を死亡させたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。) (2) 重度障害共済金 ① 被共済者が生命基本契約の発効日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき ② 被共済者の故意(自殺行為を除きます。)(により重度障害となったとき ③ 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき ④ 共済契約者が故意に被共済者を重度障害とさせたとき(共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。) ⑤ 重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません。)(の支払請求を受けたとき ⑥ 当会が死亡共済金を支払った後に重度障害共済金(当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません。)(の支払請求を受けたとき。

第3章 共済金等のご請求

共済金受取人について

5. 共済金受取人

- (1) 共済金受取人は共済契約者です。
- (2) (1)にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの①から⑤のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき人の順位は、つぎの①から⑤の順序により、②から⑤までの中にあつては、それぞれの項目中の順序によります。

① 共済契約者の配偶者(内縁関係にある人および同性パートナー(以下「内縁関係に

ある人等」を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)

※ 同性パートナー

戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある人をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。

※ 内縁関係にある人等

「内縁関係にある人等」とは、生活実態をもとに当会が認めた人をいいます。

- ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤ ③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) (2)の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4) (1)および(2)にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、つぎの①から④のいずれかに該当する場合に限り、当会所定の書類により被共済者の同意および当会の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができません。
- ① (2)の死亡共済金受取人の順位または順序を変えるとき
 - ② (2)の①から⑤に該当しない共済契約者の親族に指定または変更するとき
 - ③ 当会が認める金融機関等の債権保全のとき
 - ④ その他特に当会が認めるとき
- (5) (4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合において、つぎの①または②のいずれかに該当するときは、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
- ① 共済契約を更改したとき
 - ② 共済金額を減額したとき
- (6) (4)の書類が当会に到達し、当会が承諾した場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該書類を発した時にその効力が生じたものとします。ただし、当該書類が当会に到達する前に指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、当会は共済金を支払いません。
- (7) (4)および(5)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されない場合の死亡共済金受取人は、(1)および(2)の順位および順序によります。

6. 指定代理請求人

- (1) 指定代理請求人は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等を請求することができます。
- (2) 共済契約者は、当会所定の書類により当会の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。
 - ① 共済契約者の配偶者
 - ② 共済契約者の直系血族
 - ③ 共済契約者の兄弟姉妹
 - ④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族
- (3) 当会は、(2)により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、つぎの①または②のいずれかに該当するときは、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。
 - ① 共済契約を更改したとき

- ② 共済金額を減額したとき

共済金等のご請求について

7. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

- (1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第4「各共済金等請求の提出書類」の請求書類を当会に提出して、共済金を請求してください。
 - (2) 当会は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、当会の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。
 - (3) 当会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべて当会に到着した日の翌日以後10営業日以内に、当会の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。
- ただし、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他当会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査(以下「必要な調査」といいます。)を要する場合において、当会に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な請求書類がすべて当会に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、共済金を共済金受取人に支払います。
- (4) さらに、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑧のいずれかに該当するときには、その旨を当会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべて当会に到着した日の翌日以後、①から⑧の期間内(複数に該当するときは、そのうち最長の期間)に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
③	当会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	
④	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	120日
⑤	弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)その他の法令にもとづく照会が必要なとき	180日
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
⑦	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	360日
⑧	災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	

- (5) 当会が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、(3)および(4)の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が(2)にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)
- (6) 当会は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金(以下「諸返戻金等」といいます。)の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべて当会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、当会の指定した場所で、共済契約者に支払います。

8. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

- (1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの①から③のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第4「各共済金等請求の提出書類」の書類を提出して、共済金等を請求することができます。
- ① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であると当会が認めたとき。
 - ② 治療上の都合により、当会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。
 - ③ その他①および②に準じる状態であると当会が認めたとき。
- (2) (1)の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。
- (3) 共済契約者に共済金等を請求できない(1)に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③のいずれかをみたまつ場合には、代理請求人が別表第4「各共済金等請求の提出書類」の書類を提出して、当会の承諾を得て、共済金等を請求することができます。
- ① 指定代理請求人が共済金等請求時に「6. 指定代理請求人」(2)に定める範囲外であるとき。
 - ② 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）。
 - ③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であると当会が認めたときをいいます。以下、(4)において同じです。）。
- (4) (3)の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいずれかの人であることを要します。
- ① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者
 - ② ①に該当する人がいない場合、または①に該当する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族
- (5) (1)から(4)にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができません。
- ① 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
 - ② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
 - ③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を(1)の①または③の状態に該当させたとき。
- (6) 当会は、(1)から(5)により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。

第4章 ご契約に際して

共済契約者および被共済者

9. 共済契約者の範囲

共済契約者は、当会の会員である組合の組合員でなければなりません。

10. 被共済者の範囲

- (1) 被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日において共済契約者との続柄がつぎの範囲内にある人です。
- ① 共済契約者本人
 - ② 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、孫および兄弟姉妹
 - ③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、孫および兄弟姉妹
- (2) (1)の被共済者となることのできるのは、共済契約の発効日において満0歳以上満15歳未満の人です。
- (3) 共済契約の発効日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることできません。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、かるわぎ師その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
- ③ その他当会が指定する職業

共済契約の申込みおよびクーリングオフ

11. 共済契約の申込みと成立

- (1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名または記名押印のうえ、当会に提出してください。
- ① 共済契約の種類
 - ② 生命基本契約共済金額
 - ③ 満期共済金額
 - ④ 共済期間
 - ⑤ 共済掛金額
 - ⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所
 - ⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
 - ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
 - ⑨ 申込日
 - ⑩ その他当会が必要と認めた事項
- (2) (1)の場合には、共済契約申込者または被共済者となる人は、共済事故の発生の可能性に関係のある重要な事項のうち、当会が書面で行う被共済者の健康、職業ならびにこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等（以下「他の契約等」といいます。）に関して告知を求めた事項（以下「質問事項」といいます。）について、当会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 共済契約申込者は、(1)および(2)のほか、当会の指定する書類を提出しなければなりません。
- (4) 当会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。当会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。
- (5) 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」といいます。）は、インターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の保全（「Ⅲ 特則」におけるインターネット特則「3. 共済契約の保全」の事項をいいます。以下同じです。）の手続をすることができます（以下「インターネット扱」といいます。）。
- (6) 共済契約者等は、第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込みの日から1か月以内に、当会に払い込まなければなりません。
- (7) 当会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、当会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。
- ① 当会が初回掛金を受け取った日の翌日
 - ② ①にかかわらず、当会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日
 - ③ 初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- (8) (7)の日を共済契約の発効日とします。
- (9) (7)③により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までに当会に払い込まなければなりません。
- (10) 当会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。
- (11) 当会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

12. クーリングオフ(共済契約の申込みの撤回等)

- (1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
- ※ 書面による場合は、①共済契約の種類、②申込日、③共済契約者等の氏名および住所、④被共済者の氏名、申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、当会に提出してください。
- ※ 電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。
- (2) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、当会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

共済期間

13. 共済期間

- (1) 共済期間は、4年から18年の範囲で1年単位とし、共済契約の発効日から、指定した被共済者の年齢(以下「満了年齢」といいます。)に達する日の直後に到来する年応当日の前日を共済期間の満了日とします。
- (2) (1)で指定できる満了年齢は、共済契約の発効日における被共済者の年齢により下表のとおりです。

	共済契約の発効日における被共済者の年齢	指定できる満了年齢
①	0歳から満6歳	満11歳
②	0歳から満7歳	満12歳
③	0歳から満9歳	満14歳
④	0歳から満10歳	満15歳
⑤	0歳から満12歳	満17歳
⑥	0歳から満14歳	満18歳

- (3) 生命基本契約に付帯される満期共済金の共済期間は、生命基本契約と同一とします。

第5章 ご契約後について

共済掛金の払込み

14. 共済掛金の払込み

- (1) 共済掛金の払込方法は、月払または一時払とします(以下、それぞれの払込方法による契約を「月払契約」「一時払契約」といいます。)
- (2) 第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければなりません。
- (3) (2)で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間(以下「共済掛金期間」といいます。)に対応する共済掛金とします。
- (4) 当会は、(2)にかかわらず、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日(以下「払込期日」といいます。)までとすることができます。
- (5) 満期共済金の共済掛金の払込方法は、生命基本契約と同一とし、満期共済金の共済掛金は生命基本契約の共済掛金と同時に払い込まなければなりません。
- (6) 共済掛金とその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、当会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

15. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、当会の事務所または当会の指定する場所に払い込まなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金を当会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと(以下「口座振替払」といいます。)ができます。

共済掛金の払込みの猶予期間および共済契約の失効

16. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) 当会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時困難であると、当会が認める場合には、当会は、(1)の払込猶予期間を延長することができます。

17. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、当会はその旨を共済契約者に通知し、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

- (1) 発効日が月の1日である共済契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- (2) 発効日が月の1日でない共済契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

18. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) 当会は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと(以下「共済金の差額支払い」といいます。)ができるものとします。
- (2) (1)にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、当会は、共済金を支払いません。

共済契約の取消し、無効、解約、解除および消滅

19. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) 当会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。
- (2) (1)による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

20. 共済金の不法取得目的による無効

当会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

21. 共済契約の無効

- (1) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とします。
- ① 被共済者が共済契約の発効日にすでに死亡していたとき。
- ② 被共済者が共済契約の発効日において「10. 被共済者の範囲」の範囲外であったとき。
- ③ 生命基本契約または満期共済金の共済金額が、「4. 生命基本契約」(1)または「Ⅱ 満期共済金」における「1. 満期共済金額」の最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。
- ④ 共済契約の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。

- ⑤ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。
- (2) 当会は、(1)の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。
- (3) 当会は、(1)により、共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

22. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
- (2) 解約する場合には、別表第4「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、「11. 共済契約の申込みと成立」(1)の申込み時の印(以下「届出印」といいます。)を押して署名し、共済契約証書を添えて、当会に提出してください。
- (3) 解約の効力は、(2)の解約の日または(2)の書面が当会に到達した日のいずれか遅い日(以下この日を「解約日」といいます。)の翌日の午前零時から生じます。

23. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続

- (1) 差押債権者、破産管財人等の共済契約者以外で共済契約の解約をすることができる人(以下「債権者等」といいます。)が共済契約を解約する場合には、当会が定める方法により書面にて行ってください。
- (2) 「22. 共済契約の解約」にかかわらず、(1)による解約は、解約の通知が当会に到達した時から1か月を経過した日に効力が生じることとします。
- (3) (1)および(2)の解約が通知された場合でも、通知の時につぎの①および②を満たす共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(2)の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会にその旨を通知したときは、(1)および(2)の解約はその効力を生じないこととします。
 - ① 共済契約者もしくは被共済者の親族または被共済者本人であること
 - ② 共済契約者でないこと
- (4) (1)の解約の通知が当会に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは(3)により効力が生じなくなるまでに、死亡共済金または重度障害共済金の支払事由が生じ、当会が共済金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、(3)の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、共済金受取人に支払います。

24. 重大事由による共済契約の解除

- (1) 当会は、つぎの①から⑤のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。
 - ① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - ② 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、当会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - ③ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。
 - ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
 - ⑤ ①から④までのいずれかに該当するほか、当会の共済契約者、被共済者または共

済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

- (2) (1)により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生の際になされたときであっても、当会は、(1)の①から⑤の事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金(死亡共済金受取人が(1)の③のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項目において同じです。)を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。
- (3) (1)による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

25. 告知義務違反による共済契約の解除

- (1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結した当時(以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。)、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、当会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (2) 当会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、(1)による共済契約を解除することができません。
 - ① 共済契約締結時において、当会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
 - ② 当会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人(当会のために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。)が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
 - ③ 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - ④ 当該被共済者にかかる共済契約の発効日から2年以内に共済事故が生じなかったとき。ただし、発効日前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないときを除きます。
 - ⑤ 当会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。
 - ⑥ 共済契約締結時から5年を経過したとき。
- (3) (2)の②および③は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生の際になされたときであっても、当会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除きます。
- (5) (1)による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

26. 被共済者による共済契約の解除請求

- (1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約(その被共済者にかかる部分に限ります。以下、この項目および「30.解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」において同じです。)を解除することを求めることができます。
 - ① 共済契約者または共済金受取人に、「24. 重大事由による共済契約の解除」(1)の①または②のいずれかに該当する行為があったとき。
 - ② 共済契約者または共済金受取人が、「24. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当するとき。
 - ③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

- ④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他当会が定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1)の解除請求があったときは、当会に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、当会の定める方法により、当会に対し共済契約を解除することを求めることができます。
- (4) 当会は、(3)の解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (5) (4)により共済契約が解除された場合には、当会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

27. 共済契約の消滅

被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害となったときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅します。

28. 基本契約ならびに満期共済金および各特則の無効等における取扱い

基本契約(生命基本契約)が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に満期共済金および各特則も無効、失効、解約、解除または消滅します。

29. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

当会は、「19. 詐欺等による共済契約の取消し」により、共済契約を取り消した場合に、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

30. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し

- (1) 当会は、「22. 共済契約の解約」「24. 重大事由による共済契約の解除」「25. 告知義務違反による共済契約の解除」または「26. 被共済者による共済契約の解除請求」により共済契約が解約または解除された場合において、返戻金として解約返戻金または解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。
- (2) 当会は、「36. 共済金額の減額」により共済契約の共済金額が減額された場合において、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金を共済契約者に払い戻します。
- (3) (1)にかかわらず、当会は、「24. 重大事由による共済契約の解除」(1)の③に該当し共済契約を解除した場合において、「24. 重大事由による共済契約の解除」(2)により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、返戻金として支払われない共済金に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

31. 消滅の場合の返戻金の払戻し

- (1) 当会は、「27. 共済契約の消滅」により共済契約が消滅し、かつ、「4. 生命基本契約」(2)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)(1)の①から③のいずれかに該当したことによって死亡共済金が支払われないときは、当会は、返戻金として責任準備金相当額を共済契約者に払い戻し、「4. 生命基本契約」(2)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)(1)の④に該当したことによって死亡共済金を支払わないときは、当会は、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。
- また、共済契約が消滅し、かつ、「4. 生命基本契約」(2)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)の二つ以上に該当することによって、死亡共済金が支払われないときは、当会は、返戻金として減額部分に対応する解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。
- (2) (1)にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、「4. 生命基本契約」(2)の表中「死亡共済金および重度障害共済金(生命基本契約)」の共済金等を支払う場合により死亡共済金または重度障害共済金が支払われたときには、当会は、未経過共済掛金を共済契約者に払い戻しません。

32. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算

- (1) 当会は、「17. 共済契約の失効」「22. 共済契約の解約」「24. 重大事由による共済契約の解除」「25. 告知義務違反による共済契約の解除」「26. 被共済者による共済契約の解除請求」「27. 共済契約の消滅」「30. 解約、解除または減額の場合の返戻金の払戻し」または「31. 消滅の場合の返戻金の払戻し」により共済契約が失効し、解約され、解除され、消滅し、かつ、返戻金として解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額を共済契約者に払い戻す場合において、当該共済契約について未払込共済掛金があるときは、その金額を解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額から差し引きます。
- (2) 共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または死亡共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。
- (3) (1)および(2)の場合において、当会が解約返戻金、解約返戻金相当額、責任準備金相当額または共済金とともに契約者割りもどし金を支払うときは、これらの合計額から未払込共済掛金を差し引きます。

共済契約の変更

33. 共済契約による権利義務の承継

- (1) 共済契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において被共済者との関係が「10. 被共済者の範囲」(1)に該当する人でなければなりません。
- (2) 共済契約者が死亡した場合には、被共済者が当会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (3) (2)において、被共済者が承継することが困難な場合(被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。)には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意および当会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (4) 共済契約者が死亡した場合において、(2)および(3)による承継がなされなかったときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意および当会の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (5) (3)の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理します。
- (6) (5)の場合において、代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、当会が相続人の1人に対して行ったことは、他の相続人に対しても効力を生じます。
- (7) (3)の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帯してその共済契約の義務を負うものとします。
- (8) (1)から(4)により共済契約者になる人は、当会の会員である組合の組合員とならなければなりません。

34. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なく当会の定める書式により、その旨を当会に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 死亡共済金受取人を指定している場合の死亡共済金受取人の氏名
- (4) 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

35. 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が「10. 被共済者の範囲」(1)の②または③に該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なく当会に通知してください。

36. 共済金額の減額

- (1) 共済契約者は、生命基本契約の共済金額および満期共済金の共済金額を減額する

ことができます。

- (2) (1)による減額は、書面により行うものとし、その書面には減額の日を記載するものとします。
- (3) 生命基本契約共済金額および満期共済金額をいずれも100万円から50万円に減額する場合に(1)および(2)による共済金額の減額が可能です。
- (4) (1)から(3)による共済金額の減額の効力は、(2)の減額の日または(2)の書面が当会に到達した日のいずれか遅い日(以下この項目において「減額日」といいます。)の翌日の午前零時から生じます。
- (5) (1)から(4)により共済金額を減額する場合には、当会は、その減額した分の共済金額に対応する生命基本契約および満期共済金について、「22. 共済契約の解約」による生命基本契約および満期共済金の解約が行われたものとみなします。
- (6) (1)から(5)により共済金額を減額した場合において、減額後の共済契約について、払い込むべき共済掛金があるときは、解約の効力の生じた日より共済掛金を改め、減額日の直後に到来する払込方法別応当日から適用します。
- (7) (1)から(6)により、共済金額の減額を行った場合は、あらたに共済契約証書を発行します。

規約・細則の変更

37. 規約および細則の変更

- (1) 当会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、契約内容とする規約および細則を変更する必要がある場合には、民法(明治29年4月27日法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができます。ただし、当該契約内容の変更は、予定危険率等の共済掛金額の算出基礎の変更を伴わないものに限ります。
- (2) (1)の場合には、当会は、規約および細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知します。

38. 身体障害等級別支払割合表の変更

- (1) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において効力がある同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。
- (2) (1)にかかわらず、当会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができます。ただし、この場合には、当会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知します。

その他契約に関する事項について

39. 契約年齢の計算

被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日現在における満年齢で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。

40. 期間の計算

- (1) この「ご契約のしおり」において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。
- (2) この「ご契約のしおり」において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この「ご契約のしおり」において、特に定めのあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。
- (3) 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

41. 生年月日および性別の誤りの取扱い

- (1) 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、

被共済者が「10. 被共済者の範囲」の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、当会は、共済契約者から提出された当会所定の書類に記入された正しい生年月日にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

(2) 共済契約申込書に記載された被共済者の性別に誤りがあった場合は、当会は、共済契約者から提出された当会所定の書類に記入された正しい性別にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

42. 時効

共済金、解約返戻金および契約者割りもどし金を請求をする権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

43. 事業の休止または廃止

当会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

44. 戦争その他の非常な出来事の場合

当会は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

45. 生死不明の場合

- (1) 当会は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎのいずれかに該当する場合は、被共済者が死亡したものとし、当会が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱います。
- ① 被共済者が失踪宣告を受けたとき
 - ② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、当会は、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を支払うことができます。
- | | |
|---------------|-----|
| ア 航空機の危難の場合 | 30日 |
| イ 船舶の危難の場合 | 3か月 |
| ウ ア、イ以外の危難の場合 | 1年 |
- (2) (1)により、当会が死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金を当会に返還しなければなりません。
- (3) (1)により、共済金受取人が死亡共済金、累加死亡共済金または災害死亡共済金を受け取る場合は、当該共済金受取人は、(2)の事項を記載した書類を、当会に提出してください。

46. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、当会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

税金について

この取扱い、本冊子作成時現在の税法にもとづくものです。作成年月は裏表紙をご参照ください。今後、税法の改正により取扱いが変更されることがあります。個別の取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

47. 共済掛金の保険料控除について

- (1) 共済掛金の控除について
共済掛金払込証明書は、1月から12月までの間に共済掛金をお支払いいただいた

契約について、発行します。生命保険料控除の対象となる契約は、次のとおりとなりますので、ご注意ください。

○生命保険料控除の対象となる契約

納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が本人または配偶者（※）その他の親族である契約。
※内縁関係にある人等は、対象となりません（以下、「税金について」の項目において同様）。

○生命保険料控除の対象となる共済掛金

1月から12月までに払い込まれた共済掛金の合計額から、その年の割りもどし金を差し引いた額（正味払込共済掛金額）

(2) 生命保険料控除のしくみ

<各生命保険料控除の分類>

基本契約・特約それぞれの保障内容に応じて次のとおり適用する保険料控除を判定します。

一般生命保険料控除	生存または死亡に起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金
介護医療保険料控除	入院や手術等に起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金
生命保険料控除対象外	身体の傷害のみに起因して共済金を支払う部分にかかる共済掛金

(3) 控除額について

① 所得税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控除額
20,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
20,000円を超え40,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/2) + 10,000円
40,000円を超え80,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/4) + 20,000円
80,000円を超える場合	一律40,000円

② 住民税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控除額
12,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
12,000円を超え32,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/2) + 6,000円
32,000円を超え56,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/4) + 14,000円
56,000円を超える場合	一律28,000円

(4) 生命保険料控除の手続き

控除をお受けになるには申告が必要です。当会より「証明書」（生命保険料控除対象共済掛金証明書）を発行しますので、次の要領で申告してください。なお、控除に必要な証明書は毎年10月ごろに発行します（月払契約は毎年、年払契約は初年度1回のみ）。

○給与所得者の場合

毎年の年末調整に間に合うよう「保険料控除申告書」に「証明書」を添付して勤務先に提出してください。

○申告納税者の場合

事業所得者などの申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に控除対象額を記入し、「証明書」を添付して税務署に提出し控除を受けてください。

<ご注意>

その年の正味払込共済掛金額が1契約で9,000円（法令改正で変更される場合があります）を超える場合は「証明書」が必要です。

48. 共済金等の税法上の取扱い

(1) 共済金と税金について

共済金にかかる税金は、共済契約者、被共済者、受取人の関係によって異なります。下表は共済契約者＝共済掛金負担者の場合です。

共済金	契約内容	契約例			課せられる税金
		共済契約者	被共済者	受取人	
死亡共済金	共済契約者と被共済者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
		夫	夫	子	
	受取人が共済契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税（一時所得）
		夫	子	夫	
	共済契約者、被共済者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
		夫	子	妻	
満期金	共済契約者＝受取人	夫	子	夫	所得税（一時所得）

その他の共済金は課税されません。（注）

（注）共済金の受取人が被共済者、被共済者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族であるときは非課税になります。

(2) 死亡共済金の非課税扱いについて

共済契約者と被共済者が同一で、死亡共済金受取人がその共済契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡共済金（契約が2件以上の場合は合計します）について相続税法上次の範囲で非課税扱いを受ける特典があります。

《生命共済金控除額》“500万円×法定相続人数”が非課税相続財産となります。

(3) 解約返戻金

- ① 共済掛金負担者と解約返戻金受取人が同一の場合は、解約返戻金は一時所得となります。
- ② 共済掛金負担者と解約返戻金受取人が異なる場合は、解約返戻金相当額が贈与されたものとみなされ、贈与税が課せられます。

割りもどし金について

49. 契約者割りもどし金

(1) 当会は、つぎのいずれかに該当する共済契約に対して、契約者割りもどし金を共済契約者に割当てます。なお、共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。

- ① 当該事業年度末に有効な共済契約
- ② 当該事業年度中に満期をむかえた共済契約

(2) 当会は、(1)により割り当てられた契約者割りもどし金を、別に定める方法により利息を付けて据え置きます。

(3) 当会は、共済契約者から据え置かれた契約者割りもどし金の支払いの請求があったとき、または「17. 共済契約の失効」「22. 共済契約の解約」「24. 重大事由による共済契約の解除」「25. 告知義務違反による共済契約の解除」「26. 被共済者による共済契約の解除請求」および「27. 共済契約の消滅」により共済契約が失効、解約、解除、消滅または満了したときは、当会の定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。

(4) (2)により据え置かれた契約者割りもどし金を共済期間中において請求する場合は、別表第4「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約証書を添えて、当会に提出してください。

Ⅱ 満期共済金

第1章 満期共済金

1. 満期共済金額

このタイプの満期共済金額の限度は、生命基本契約共済金額（100万円または50万円）と同額とします。

2. 満期共済金のお支払い

(1) 満期共済金を付帯した場合には、「Ⅰ 本則」における「4. 生命基本契約」(2)に加えてつぎの共済金をお支払いします。

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
共済金	被共済者が共済期間満了まで生存しているとき	満期共済金額	—
累加死亡共済金および累加重度障害共済金	被共済者が共済期間中に、つぎのいずれかに該当したとき ① 死亡したとき ② 生命基本契約の発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障害となったとき	満期共済金を支払うために、発効日から死亡日（または重度障害となった日）までに積み立てられた積立金の額	「Ⅰ 本則」における「4. 生命基本契約」(2)の表中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）と同様です。

(2) 「Ⅰ 本則」における「4. 生命基本契約」(2)の表中「死亡共済金および重度障害共済金（生命基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）(1)の①から④までに該当した場合には、この累加死亡共済金についても、「Ⅰ 本則」における「31. 消滅の場合の返戻金の払戻し」と同様の取扱いとなります。

Ⅲ 特則

第1章 掛金口座振替特則

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、当会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。
 - ① 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、当会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）に設置されていること。
 - ② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座から当会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替による共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替により払い込む場合の初回掛金は、「Ⅰ 本則」における「11. 共済契約の申込みと成立」(6)にかかわらず、当会が初回掛金をはじめて指定口座から当会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額を当会の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、「Ⅰ 本則」における「14. 共済掛金の払込み」(2)および(4)にかかわらず、払込期日の属する月中の当会の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から共済掛金相当額を当会の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約（当会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を振り替える場合には、当会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、当会に対して、これらの共済契約のうち一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。
- (5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

- (1) 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとします。
- (2) (1)の共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額を当会または当会の指定した場所に払い込まなければなりません。

5. 指定口座の変更等

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨を当会および当該取扱金融機関等に申し出なければなりません。
- (2) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨を当会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければなりません。

- (3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、当会は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければなりません。

6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2)の条件に該当しなくなったとき。
(2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」を承諾しないとき。
(3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

当会または取扱金融機関等の事情により、当会は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、当会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

第2章 インターネット特則

1. インターネット特則の適用

この特則は、インターネット扱による共済契約の保全を実施する場合に適用します。

2. インターネット特則の締結

- (1) この特則は、共済期間の中途において、共済契約者から申し出があったときに限り、当会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。
(2) 共済契約者は、この特則を付帯するにあたっては、当会が定める基準をみたまなければなりません。

3. 共済契約の保全

- (1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、当会所定の書類または当会が定める書式に代えて、電磁的方法により当会に通知することができます。
① 「I 本則」における「34. 氏名または住所の変更」の事項中、(1)の住所の変更
② 掛金口座振替特則における「5. 指定口座の変更等」(1)の指定口座の変更
③ その他当会が認めた事項
(2) (1)の共済契約の保全手続は、つぎの①および②のとおりです。
① 共済契約者は、当会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に(1)の①から③の通知事項を入力し、当会に送信します。
② 当会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、当会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

4. 電磁的方法

この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、別に定める基準によります。

5. 重複の回避

インターネット扱による当該の共済契約の保全の手続を使用することが「I 本則」による共済契約の保全の手続と重複するときは、この特則の規定を適用します。

6. インターネット特則の消滅

つぎの①または②の場合には、この特則は消滅します。

- ① 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の保全手続を終了したとき。
② 電磁的方法が不可能なとき。

第3章 共済契約証書の不交付の合意に関する特則

1. 共済契約証書の不交付の合意に関する特則の適用

この特則は、共済契約を締結する際に、当会と共済契約者等との間に、共済契約証書を交付しないことについて、合意のある場合に適用します。

2. 共済契約証書の不交付の合意に関する特則の締結

この特則は、インターネット特則の付帯があったときに限り、付帯します。

3. 共済契約証書の不交付

当会は、この特則により、「I 本則」における「11. 共済契約の申込みと成立」(4)の規定にかかわらず、共済契約証書を共済契約者等に交付しません。

4. 共済契約証書の記載事項に関する特則

当会は、契約情報画面等に記載した事項を共済契約証書の記載事項とみなして、当該共済契約を扱うものとします。

5. 共済契約証書の不交付の合意に関する特則の消滅

共済契約者等は、当会の定める方法により共済契約証書の交付を請求することができます。この場合、この特則は消滅します。

Ⅳ 別表

別表第1 身体障害等級別支払割合表

1 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質の変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態その他当会が認めるものをいいます。

2 身体障害等級別支払割合表

本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」といいます。)(が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替えます。

障害等級	身 体 障 害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの	100%
	2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 削 除	
	6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	7 両上肢の用を全廃したもの	
	8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	9 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	100%
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
第3級	3 両上肢を手関節以上で失ったもの	100%
	4 両下肢を足関節以上で失ったもの	
	1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの	
第4級	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
	6 両足の足指の全部を失ったもの	
第5級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	80%
	2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	5 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第6級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	70%
	1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	2 1 上肢を手関節以上で失ったもの	
	3 1 下肢を足関節以上で失ったもの	
	4 1 上肢の用を全廃したもの	
第7級	5 1 下肢の用を全廃したもの	50%
	6 両足の足指の全部を失ったもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 両眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
第8級	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	45%
	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	
	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	6の3 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	7 1 耳の聴力を全く失ったもの	
	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
第9級	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	30%
	8 1 手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	
	9 1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 1 眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
第10級	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	25%
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	
	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	6の3 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	7 1 耳の聴力を全く失ったもの	
第11級	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	20%
	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	8 1 手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	
	9 1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 1 眼の視力が0.06以下になったもの	
第12級	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	15%
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	
	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	6の3 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
第13級	7 1 耳の聴力を全く失ったもの	10%
	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	8 1 手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	
	9 1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	

障害等級	身 体 障 害	支払割合
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	60%
	2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	3の2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	
	5 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	6 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
第7級	7 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	50%
	1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	2の2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 削 除	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1 手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの	
	7 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	
第8級	12 外ばうに著しい醜状を残すもの	45%
	13 両側のこう丸を失ったもの	
	1 1 眼が失明し、又は1 眼の視力が0.02以下になったもの	
	2 せき柱に運動障害を残すもの	
	3 1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの	
	4 1 手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの	
	5 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1 上肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの	
	7 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの	
	8 1 上肢に偽関節を残すもの	
第9級	9 1 下肢に偽関節を残すもの	30%
	10 1 足の足指の全部を失ったもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 1 眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	
	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	6の3 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
第10級	7 1 耳の聴力を全く失ったもの	25%
	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	8 1 手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	
	9 1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 1 眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
第11級	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	20%
	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	
	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	6の3 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	7 1 耳の聴力を全く失ったもの	
	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	8 1 手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	
	9 1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	
第12級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	15%
	2 1 眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	
	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	6の3 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	7 1 耳の聴力を全く失ったもの	
第13級	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	10%
	7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	8 1 手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	
	9 1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	
	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	
	2 1 眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	

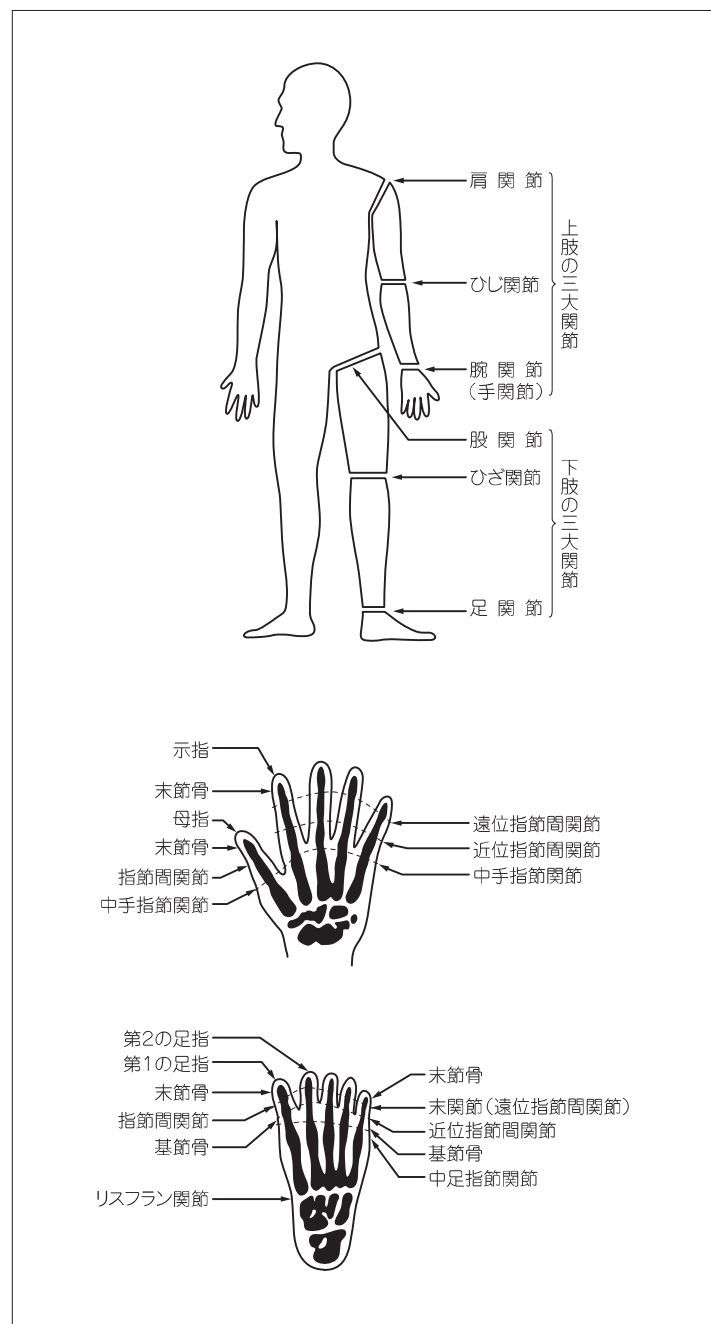
障害等級	身体障害	支払割合
第9級	10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2 外ばうに相当程度の醜状を残すもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの	30%
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1手の小指を失ったもの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 削除 14 外ばうに醜状を残すもの	10%
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削除	7%

障害等級	身体障害	支払割合
第13級	7 削 除 8 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削 除 6 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	4%

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- 3 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 5 足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 6 その他の身体障害の等級認定については、当会の基準により行います。

(注)本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、平成23年2月1日施行の労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」によります。



別表第2 不慮の事故等の定義とその範囲

1 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

- (1) 急激とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性または持続性が認められるものは含みません。
- (2) 偶然とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。
- (3) 外因とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外から作用することをいいます。

2 外因による事故の範囲

外因による事故の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大田官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれない。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E 900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化(E 902)」、「旅行および身体動揺(E 903)」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置(E 904)中の飢餓、渇」は除外する。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E 911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E 912)」は除外する。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動(E 927)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E 928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外する。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 930～E 949

分 類 項 目	基本分類コード
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑(E978)」は除外する。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999
21. その他当会が特に認めた場合	

3 感染症

感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分 類 項 目		基本分類コード
コレラ		A00
腸チフス		A01.0
パラチフスA		A01.1
細菌性赤痢		A03
腸管出血性大腸菌感染症		A04.3
アメーバ赤痢		A06.0,A06.1
結核		A15-A19
ペスト		A20
ジフテリア		A36
猩紅熱		A38
流行性脳脊髄膜炎(髄膜炎菌性髄膜炎)		A39.0
発疹チフス		A75.0
急性灰白髄炎<ポリオ>		A80
日本脳炎		A83.0
南米出血熱	アルゼンチン出血熱	A96.0
	ボリビア出血熱	A96.1
	ブラジル出血熱、ベネズエラ出血熱	A96.8
ラッサ熱		A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean・Congo>出血熱		A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病		A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病		A98.4
痘そう(天然痘)		B03
鳥インフルエンザ(H5N1)		J09
重症急性呼吸器症候群[SARS] (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに 限る。)		U04

別表第3 共済金額を制限する職業

定期医療プラン(2019)および引受緩和型更新プランにおける共済金額を制限する職業とは、下表の①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者の方から⑨その他当会が指定する職業に従事される方までをいいます。

また、定期生命プラン(2019)における基本契約共済金額、災害特約および災害死亡特約の共済金額の限度は下表のとおりです。

被共済者の職業 および状態	A.次の(ア)から(エ)の 基本契約共済金額 を通算した額の限 度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効のせ いめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)定期生命プラン (2019)	B.次の(ア)から(オ)の 基本契約共済金額 を通算した額の限 度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効のせ いめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)引受緩和型更新 プラン (オ)定期生命プラン (2019)	C.次の(ア)から(エ)の 災害特約共済金 額と災害死亡特約 共済金額を通算し た額の限度 (ア)定期生命プラン (イ)2006年4月30 日以前発効のせ いめい共済 (ウ)定期生命300 (エ)定期生命プラン (2019)
① 競馬・競輪・ オートレース・ 競艇等の職業競 技者の方	500万円	600万円	500万円
② 潜水・潜函・ サルベージ等に 従事される方	500万円	600万円	500万円
③ 警察官・海上 保安官その他こ れに類する方	1,500万円	1,600万円	500万円
④ 自衛官(防衛 大学校生を含む。 。の方	1,500万円	1,600万円	500万円
⑤ 坑内・隧道内 作業に従事され る方	500万円	600万円	500万円
⑥ 近海または遠 洋漁業の船舶乗 組員の方	500万円	600万円	500万円
⑦ 1,000トン未 満の船舶乗組員 の方	500万円	600万円	500万円
⑧ ハイヤー・タ クシー運転手の 方	1,500万円	1,600万円	1,500万円
⑨ その他当会が 指定する職業に 従事される方	500万円	600万円	当会の指定する額
発効日または更新 日において15歳 未満の方	500万円	500万円	500万円
発効日または更新 日において61歳 以上の方	500万円	600万円	500万円
加入または更新時 の契約変更の申込 みの当時に重度障 害の状態になって いた方	500万円	600万円	500万円

発効日または更新日において15歳未満でかつ加入または更新時の契約変更の申込みの当時に重度障害の状態になっていた方	200万円	200万円	200万円
上記に該当しない方	3,000万円	3,300万円	3,000万円

※ 被共済者の職業および状態について、二つ以上の項目に該当する場合は、いずれか小さい金額を限度とします。

※ ①から⑨については、加入または更新時の契約変更の申込みの当時に①から⑨の職業に従事している方が該当します。

別表第4 各共済金等請求の提出書類

1 各共済金等請求の提出書類はつぎのとおりです。

○印のある書類を提出してください。

【各共済金等請求の提出書類】

提出書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
共済金の種類	共済契約証書	共済金請求書	その他の返戻金請求書または 解約返戻金請求書	死亡診断書（死体検案書） （注1）	後遺障害診断書 （注1）	入院・通院・手術等を証明する 医師の診断書 （注1）	不慮の事故等である証明書（公的な証明書など）	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） 被共済者および共済金受取人の 印鑑証明書	共済金受取人の印鑑証明書	共済契約者の印鑑証明書 （届出印のないとき）	費用を支払ったことを示す領収書	最終の掛金払込みを証明するもの	その他の必要書類
死亡共済金	○	○		○				○	○			○	○
重度障害共済金	○	○			○				○			○	○
災害死亡共済金	○	○		○			○	○	○			○	○
障害共済金	○	○			○		○		○			○	○
病気入院共済金													
入院前病気通院共済金													
退院後病気通院共済金	○	○				○			○			○	○
病気手術共済金													
病気放射線治療共済金													
先進医療 共済金	不慮の事故 ○	○				○	○		○		○	○	○
疾病 ○	○					○			○		○	○	○
災害入院共済金													
入院前災害通院共済金													
退院後災害通院共済金	○	○				○	○		○			○	○
災害通院共済金													
災害手術共済金													
災害放射線治療共済金													
三大疾病入院共済金													
三大疾病退院共済金													
三大疾病手術共済金													
三大疾病放射線治療共済金	○	○				○			○			○	○
がん入院共済金													
女性疾病入院共済金													
女性疾病退院共済金													
がん手術共済金													
がん放射線治療共済金													
満期共済金	○	○						○	○			○	○
解約返戻金等	○		○							○		○	○

（注1）当会の定める書式に限りません。

提出書類	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
	共済契約証書	共済金請求書	当会所定の診断書	公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類	共済金受取人の印鑑証明書	その他の必要書類
共済金の種類						
リビングニース共済金 在宅ホスピスケア共済金 急性心筋梗塞診断共済金 脳卒中診断共済金 悪性新生物診断共済金 上皮内新生物診断共済金	○	○	○		○	○
介護共済金 (注2)	基準日	○	○	○	※	○
	基準日後			△	※	○
介護初期費用共済金	○	○	○	※	○	○

△ 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類があれば、提出不要です。
 ※ 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類があれば、提出してください。
 (注2)介護共済金の支払期間中に共済金受取人が変更された場合は、基準日における請求に準じて、共済金請求書、印鑑証明書、その他必要書類を提出していただきます。

2 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求の場合には、【各共済金等請求の提出書類】に規定する提出書類に加えて、つぎの書類を提出してください。

- (1) 共済契約者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し(世帯全員のもの)
- (5) 共済契約者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
- (6) その他の必要書類

3 施術所に入所または通所した場合の提出書類は、それぞれつぎの(1)または(2)に規定する書類を医師の診断書に代えることができます。

- (1) 入所したとき
柔道整復師の施術証明書および医師の同意書
- (2) 通所したとき
柔道整復師の施術証明書

4 【各共済金等請求の提出書類】の(7)に規定する「不慮の事故等である証明書」とは、つぎの(1)から(6)に規定するものをいいます。

(1)	交通事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所の発行する交通事故証明書
(2)	エレベーター・エスカレーターの事故、建造物の倒壊、物の落下の事故による場合	その建物等の管理者の事故証明書
(3)	労働災害による場合	労働者災害補償保険請求書および支給決定・支払通知書の写し
(4)	公務上の災害による場合	公務災害認定申請書および公務災害認定書の写し
(5)	上記以外の原因による場合	救急用自動車、消防用自動車出動証明書その他官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
(6)	その他	上記(1)から(5)までに準ずる不慮の事故等を証明する書類

5 【各共済金等請求の提出書類】の(17)に規定する「公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類」とは、つぎのいずれかです。

- (1) 介護保険被保険者証
- (2) 介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書
- (3) 介護保険要介護更新認定・要支援更新認定結果通知書
- (4) 介護保険要介護状態区分の変更認定結果通知書

別表第 5 解約返戻金 例表

①一時払契約＜50万円型＞

単位:円

性別		男性			女性		
コース名		中学準備	高校準備	大学準備	中学準備	高校準備	大学準備
加入年齢		0歳	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
共済期間		12年	15年	18年	12年	15年	18年
経過年数	1年	476,790	471,200	465,725	476,730	471,125	465,600
	2年	476,780	471,190	465,715	476,725	471,120	465,590
	3年	478,185	472,575	467,080	478,135	472,510	466,965
	4年	478,650	473,030	467,525	478,605	472,970	467,415
	5年	479,115	473,485	467,975	479,075	473,430	467,870
	6年	479,575	473,940	468,420	479,545	473,890	468,320
	7年	480,040	474,395	468,865	480,015	474,350	468,770
	8年	480,500	474,850	469,315	480,475	474,810	469,225
	9年	485,295	479,575	473,975	485,280	479,545	473,890
	10年	491,120	485,320	479,635	491,110	485,295	479,555
	11年	498,015	492,115	486,335	498,010	492,090	486,260
	12年	500,000	494,070	488,260	500,000	494,055	488,195
	13年	-	496,035	490,200	-	496,025	490,140
	14年	-	498,015	492,150	-	498,010	492,090
	15年	-	500,000	494,105	-	500,000	494,055
	16年	-	-	496,070	-	-	496,025
	17年	-	-	498,045	-	-	498,010
	18年	-	-	500,000	-	-	500,000

②一時払契約＜100万円型＞

単位:円

性別		男性			女性		
コース名		中学準備	高校準備	大学準備	中学準備	高校準備	大学準備
加入年齢		0歳	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
共済期間		12年	15年	18年	12年	15年	18年
経過年数	1年	953,580	942,400	931,450	953,460	942,250	931,200
	2年	953,560	942,380	931,430	953,450	942,240	931,180
	3年	956,370	945,150	934,160	956,270	945,020	933,930
	4年	957,300	946,060	935,050	957,210	945,940	934,830
	5年	958,230	946,970	935,950	958,150	946,860	935,740
	6年	959,150	947,880	936,840	959,090	947,780	936,640
	7年	960,080	948,790	937,730	960,030	948,700	937,540
	8年	961,000	949,700	938,630	960,950	949,620	938,450
	9年	970,590	959,150	947,950	970,560	959,090	947,780
	10年	982,240	970,640	959,270	982,220	970,590	959,110
	11年	996,030	984,230	972,670	996,020	984,180	972,520
	12年	1,000,000	988,140	976,520	1,000,000	988,110	976,390
	13年	-	992,070	980,400	-	992,050	980,280
	14年	-	996,030	984,300	-	996,020	984,180
	15年	-	1,000,000	988,210	-	1,000,000	988,110
	16年	-	-	992,140	-	-	992,050
	17年	-	-	996,090	-	-	996,020
	18年	-	-	1,000,000	-	-	1,000,000

③月払契約＜50万円型＞

単位:円

性別		男性			女性		
コース名		中学準備	高校準備	大学準備	中学準備	高校準備	大学準備
加入年齢		0歳	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
共済期間		12年	15年	18年	12年	15年	18年
経過年数	1年	39,425	31,060	25,490	39,425	31,060	25,490
	2年	79,245	62,435	51,240	79,245	62,435	51,235
	3年	119,460	94,120	77,245	119,460	94,120	77,240
	4年	160,080	126,125	103,510	160,080	126,125	103,505
	5年	201,105	158,445	130,040	201,105	158,445	130,030
	6年	242,540	191,095	156,830	242,540	191,095	156,820
	7年	284,390	224,065	183,895	284,390	224,065	183,880
	8年	326,660	257,370	211,225	326,660	257,370	211,210
	9年	369,350	291,005	238,830	369,350	291,005	238,815
	10年	412,465	324,975	266,715	412,465	324,975	266,695
	11年	456,015	359,290	294,870	456,015	359,290	294,850
	12年	500,000	393,945	323,315	500,000	393,945	323,290
	13年	-	428,945	352,040	-	428,945	352,015
	14年	-	464,295	381,050	-	464,295	381,025
	15年	-	500,000	410,355	-	500,000	410,325
	16年	-	-	439,950	-	-	439,920
	17年	-	-	469,840	-	-	469,810
	18年	-	-	500,000	-	-	500,000

④月払契約＜100万円型＞

単位:円

性別		男性			女性		
コース名		中学準備	高校準備	大学準備	中学準備	高校準備	大学準備
加入年齢		0歳	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
共済期間		12年	15年	18年	12年	15年	18年
経過年数	1年	78,850	62,120	50,980	78,850	62,120	50,980
	2年	158,490	124,870	102,480	158,490	124,870	102,470
	3年	238,920	188,240	154,490	238,920	188,240	154,480
	4年	320,160	252,250	207,020	320,160	252,250	207,010
	5年	402,210	316,890	260,080	402,210	316,890	260,060
	6年	485,080	382,190	313,660	485,080	382,190	313,640
	7年	568,780	448,130	367,790	568,780	448,130	367,760
	8年	653,320	514,740	422,450	653,320	514,740	422,420
	9年	738,700	582,010	477,660	738,700	582,010	477,630
	10年	824,930	649,950	533,430	824,930	649,950	533,390
	11年	912,030	718,580	589,740	912,030	718,580	589,700
	12年	1,000,000	787,890	646,630	1,000,000	787,890	646,580
	13年	-	857,890	704,080	-	857,890	704,030
	14年	-	928,590	762,100	-	928,590	762,050
	15年	-	1,000,000	820,710	-	1,000,000	820,650
	16年	-	-	879,900	-	-	879,840
	17年	-	-	939,680	-	-	939,620
	18年	-	-	1,000,000	-	-	1,000,000

巻末資料

組合員および出資金について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

6. 出資1口の金額およびその払込み方法

出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとする。

7. 出資口数の増加

組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

8. 出資口数の減少

- (1) 組合員は、やむを得ない事由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- (2) 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
- (3) 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針

一 組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報（マイナンバー等）の取扱いについて
一 全国労働者共済生活協同組合連合会

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

1. 情報の取得と利用目的

当会は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、当会の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

2. 取得させていただく情報の種類

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要な情報や、当会のホームページ等に登録された組合員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号（マイナンバー）および本人確認のための必要最小限の情報（住所、氏名、生年月日、性別等）を取得させていただきます。

3. 情報の取得方法

(1) 個人情報について

主に申込書・契約書やアンケートにより、組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

協働団体・労働組合等を通じて共済を利用される組合員・お客さまについては、所属されている協働団体・労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票、または特定個人情報にかかる専用の帳票により、情報を取得させていただきます。

4. 情報の管理

当会では、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理を実施します。

(1) 安全管理について

- ① 情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスの防止、情報センターでの職員の入室管理を図るなど、情報の安全管理を実施します。

- ② 組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報の取扱いについての教育・研

修を職員に定期的に実施します。

- ③ 組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。

- ④ 関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を行わない等の必要かつ適切な委託先の監督を実施します。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

5. 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

当会では、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。

- ① 組合員・お客さまが同意されている場合

- ② 法令により必要と判断される場合

- ③ 組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合

- ④ 業務提携先等との間で、当会が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

ア 共同利用する旨

イ 共同で利用される個人データの項目

ウ 共同して利用する者の範囲

エ 利用する者の利用目的

オ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称および住所ならびに法人の場合には、その代表者の氏名

(2) 特定個人情報について

当会では、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。

- ① 激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合

- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

6. 共同利用

当会では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただきます。

共同して利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲および利用する者の利用目的は、当会のホームページに掲載するなど容易に知り得るようにします。

なお、特定個人情報については、共同利用することはありません。

7. 開示・訂正・利用停止等

当会は、組合員・お客さまからご自身に関する保有個人データ、第三者提供記録または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。

また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。

なお、利用目的を超えた情報の利用、不正な手段による情報の取得、利用の必要性がなくなったこと、漏えい・滅失・毀損など権利利益が損なわれるおそれが大きいこと、または取扱いによって権利・正当な利益が損なわれるおそれがあることを理由として取扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取扱いを停止させていただきます。

個人情報および特定個人情報の開示・訂正・利用停止等のお問い合わせ先
最寄りの窓口またはお客様サービスセンターまでお申し出ください

■お客様サービスセンター 0120-00-6031(フリーダイヤル)

受付時間 平日・土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始は除く)

※ 受付時間は変更となる可能性があります。最新情報は当会ホームページをご確認ください。

■最新の個人情報および特定個人情報にかかる保護方針については当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご覧ください。

ご加入者の個人情報の共同利用について

当会では保有するお客さまの個人データについて、以下のように他の団体等との間で共同利用させていただくことがあります。これらの場合にあって当会としてお客さまの個人データの安全管理等の措置について、責任をもって対処してまいります。

1. 「支払査定時照会制度」による共同利用について

当会は、2005年1月31日から全国共済農業協同組合連合会、日本生活協同組合連合会(2009年3月より日本コープ共済生活協同組合連合会)、(一社)生命保険協会および(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社(以下「各共済・保険会社等」といいます。各社の名称については、生命保険協会ホームページ記載の「加盟会社」をご確認ください。)とともに、お支払いの判断または共済契約もしくは保険契約等(以下「共済契約等」といいます。)の解除、取り消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当会を含む各共済・保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用させていただいています。

共済金、年金または給付金(以下「共済金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各共済・保険会社等に照会し、他の各共済・保険会社等から情報の提供を受け、また他の各共済・保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係わる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各共済・生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各共済・生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各共済・生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

【共同利用事項】

支払査定時照会制度により共同利用する保有個人データは、次の項目になります。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係わるものは除きます。

- (1) 被共済者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故
- (3) 共済の種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法

■当会が保有する相互照会事項記載の情報については、当会(<https://www.zenrosai.coop/zenrosai/profile/soshiki/tokusei.html>)が管理責任を負います。共済契約者、被共済者または共済金受取人は、当会の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(1)～(5)に記載の事由を理由とする場合、当会の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、最寄りの当会窓口やお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

- (1) 当会があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- (2) 当会が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (3) 本人が識別される保有個人データを当会が利用する必要がなくなった場合
- (4) 当会が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (5) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【支払査定時照会制度における相互照会事項に関する開示等請求について】

当会は、下記のとおり、支払査定時照会制度にもとづく相互照会の有無、相互照会の時期、相互照会された事項に関して、当会を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人からの開示・訂正等の請求を受け付けています。

なお、当会が保有する相互照会事項に関する個人情報保護法第25条ないし第29条の規定にもとづく開示・訂正等については、当会が定める以下の手続きにもとづいて請求していただくことになります。請求いただいた場合は、後日、当会から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

《開示等請求について》

当会を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人は、下記の開示対象事項について開示を求めることができます。

■開示等対象事項

- (1) 当制度にもとづく相互照会の有無
- (2) 相互照会の時期
- (3) 相互照会された事項

ただし、相互照会後3年を経過した場合、当該情報の消去等により回答できないことがあります。また、ご本人以外の方に関する個人情報等を開示できない場合もあります。

■請求の方法

- (1) 請求受付場所

当会へのご来訪、郵送での請求等、いずれの場合も最寄りの当会窓口またはお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

- (2) 提出いただくもの

- ① 所定の請求書式
- ② ご契約者の場合は共済契約証書の写し
- ③ 本人確認資料

- (3) 本人確認資料について

- ① ご本人による請求の場合
 - ・ 請求者の運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証(※)等の身分証明書で、ご本人であることを確認できる資料の写し
- ② 代理人(指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、ご本人が委任した代理人)による請求の場合
 - ・ 代理人本人の写真付証明書(運転免許証・パスポート)、健康保険証(※)、年金手帳(※)の写し
 - ・ 委任状(ご本人が、会社等届出印もしくは印鑑証明の印(印鑑証明書を添付)を押印ください。)原本もしくは、後見開始審判書や戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料の写し

※ 健康保険証の写しをご提出される場合、保険者番号および被保険者記号・番号を判読できないようマスキング(黒く塗りつぶし)してください。また、同様に、年金手帳の写しを提出される場合、年金番号を判読できないようマスキング(黒く塗りつぶし)してください。

■手数料(徴収する場合)

開示請求手続きに対しては、手数料として実費(郵送料等)をいただくことがあります。

■回答方法

後日、当会から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

《訂正・追加・削除請求について》

万一、上記手続きにより開示された相互照会の内容に誤りがある場合、内容の訂正、追加または削除を申し出ることができます。請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。

- ・開示請求時の回答の写し
- ・当該請求に誤りがあることを示す資料

《利用停止、または消去の請求について》

万一、上記手続きにより開示された相互照会について、次の(1)～(5)に記載の事由を理由とする場合、利用停止または消去を申し出ることができます。

- (1) 当会があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- (2) 当会が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (3) 本人が識別される保有個人データを当会が利用する必要がなくなった場合
- (4) 当会が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- (5) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。
 ・開示等請求時の回答の写し
 ・上記(1)～(5)に記載の事由を示す資料

2. 都道府県生協等との共済契約等の事務手続きを円滑にすすめるための共同利用について

当会では、お客さまが所属されている都道府県生協等との間で、お客さまの当会への共済契約の締結に係わる判断、契約の維持管理などにもなう事務を円滑にすすめるため、次のように都道府県生協等の保有する個人データを、共同して利用させていただいています。
【共同利用事項】

当会と都道府県生協等が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- (1) 都道府県生協等の保有する組合員名簿
- (2) 都道府県生協等の保有する組合員の出資金台帳

個人情報の第三者提供について

当会は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

共通報告基準(CRS)に関するお願い

1. CRSは、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税および租税回避に対処することを目的に、各国の税務当局間で非居住者の金融資産の情報を相互交換するために、OECD(経済協力開発機構)が策定した統一基準です。CRS適用国である日本の金融機関(共済団体や保険会社も含む)は、国内法(注)にもとづき、国税庁への報告事項の提供義務があります。

2. 当会では、国内法にもとづき、各種手続きの際などに契約者または受取人の居住地国(納税義務国)を確認しています。CRS適用国に該当する場合には必要な書類のご提出、ご記入をお願いすることがあり、また、国税庁へご契約情報等の報告を行います。

(注)租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律等

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「こくみん共済 coop お客様相談室」へご相談ください。なお、当会ホームページでも受け付けております。

◆こくみん共済 coop お客様相談室

- ・専用フリーダイヤル 0120-603-180
- ・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
- ・ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

初めて「こくみん共済 coop」の共済に加入される方は、各都道府県生協の組合員になっていただきますので出資金が必要です。

共済契約を申し込まれる方が、都道府県生協の組合員でない場合は、労働金庫における共済代理店では、共済契約をお申し込みいただけません。都道府県生協の組合員となっていたり手続きについては、共済代理店または最寄りの「こくみん共済 coop」にお問い合わせください。

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。

新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資をお願いしています)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただけていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください。)

連絡先一覧

	所 在 地	電 話 番 号
北 海 道	〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4-1-3	0120-60-6031
青 森 県	〒030-0802 青森市本町3-4-17	017-723-6031
岩 手 県	〒020-0026 盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル7F	019-622-0631
宮 城 県	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-10-29	022-265-6071
秋 田 県	〒010-0817 秋田市泉菅野1-1-12	018-824-6031
山 形 県	〒990-0827 山形市城南町1-18-22	023-646-4666
福 島 県	〒960-8540 福島市荒町1-21 協働会館内	024-521-3390
新 潟 県	〒950-0965 新潟市中央区新光町6-6	025-284-6031
茨 城 県	〒310-0804 水戸市白梅1-1-10	029-227-6642
栃 木 県	〒321-0963 宇都宮市南大通り2-5-4	028-635-6031
群 馬 県	〒371-0854 前橋市大渡町2-3-3	027-255-6311
埼 玉 県	〒338-8504 さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0631
千 葉 県	〒260-0045 千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8165
東 京 都	〒160-0023 新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6500
神 奈 川 県	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-9	045-473-5588
長 野 県	〒380-0935 長野市中御所岡田町45-1 山王ビル	026-217-7631
山 梨 県	〒400-0031 甲府市丸の内3-29-11	055-237-6861
静 岡 県	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-13-4	0120-701-768
富 山 県	〒930-8563 富山市奥田新町7-41	0120-6031-24
石 川 県	〒920-8544 金沢市西念1-12-22	
福 井 県	〒910-0859 福井市日之出1-10-1	
愛 知 県	〒456-8530 名古屋市熱田区金山町1-12-7	
岐 阜 県	〒500-8262 岐阜市茜部本郷2-7	
三 重 県	〒514-0004 津市栄町4-259-1	
滋 賀 県	〒520-0801 大津市におの浜4-5-1	
奈 良 県	〒630-8325 奈良市西木辻町200-47	

	所 在 地	電 話 番 号
京 都 府	〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F	0120-6031-24
大 阪 府	〒556-0017 大阪市浪速区湊町2-1-57 難波サンケイビル14F	
和 歌 山 県	〒640-8331 和歌山市美園町5-10-3	
兵 庫 県	〒650-0027 神戸市中央区中町通4-1-1	
島 根 県	〒690-0006 松江市伊勢宮町543-3	0852-27-0631
鳥 取 県	〒680-0846 鳥取市扇町14	0857-22-8234
岡 山 県	〒700-8569 岡山市北区駅元町6-26	086-253-6031
広 島 県	〒732-8505 広島市東区曙4-1-28	0120-39-6031
山 口 県	〒753-0222 山口市大内矢田南7-1-1	083-927-5001
徳 島 県	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館1F	088-676-3593
香 川 県	〒760-0011 高松市浜ノ町72-5	087-822-1156
愛 媛 県	〒790-8513 松山市辻町1-1	089-923-6031
高 知 県	〒780-0870 高知市本町4-1-32 こうち勤労センター内	088-823-6031
福 岡 県	〒810-8611 福岡市中央区舞鶴1-1-7 モルティ天神ビル3階	092-739-6100
佐 賀 県	〒840-0054 佐賀市水ヶ江2-2-19	0952-41-1331
長 崎 県	〒852-8016 長崎市宝栄町3-15	095-864-6031
熊 本 県	〒860-0811 熊本市中央区本荘5-10-30	096-372-0631
大 分 県	〒870-0035 大分市中央町4-2-5 ソレイユ内	097-548-6031
宮 崎 県	〒880-0806 宮崎市広島1-11-17	0985-24-6262
鹿 児 島 県	〒892-0835 鹿児島市城南町7-28	099-226-6031
沖 縄 県	〒900-0024 那覇市古波蔵3-19-1	098-833-6016
森 林 労 連 共 済	〒112-8627 文京区大塚3-28-7	0120-310-856
た ば こ 共 済	〒108-0014 港区芝5-26-30	0120-816-993
全 水 道 共 済	〒113-0033 文京区本郷1-4-1全水道会館6F	03-3818-6031

※共済金ご請求に関する連絡先 共済金センター 0120-580-699
 受付時間 平日9:00～18:00
 土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始はお休み)
 ※受付時間は変更となる可能性があります。最新情報は当会ホームページをご確認ください。